

事業者各位

一般社団法人秩父地区労働基準協会

保護具着用管理責任者教育開催のご案内

令和6年4月から、労働安全衛生規則第12条の6の規定に基づき、化学物質管理者を選任した事業所は、リスクアセスメントの結果に基づく処置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に関する業務を担当させる必要があります。

保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」あるいは「保護具の管理に関する教育を受講した者」の中から選任しなければなりません。保護具を正しく選択し、使用させ、保守管理する必要があることから前記の「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」も教育の受講が望ましいとされています。

この度、当協会では、標記教育を下記により開催致します。

貴事業場における選任予定の管理・監督者の方が受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 2026年 2月 3日(火) 9時～17時
2. 講習会場 秩父市福祉女性会館 駐車場有り
(秩父市野坂町1-13-14 電話 0494(22)1050)
3. 受講料 会 員 11,000円(税込、テキスト・資料代を含む。
非会員 13,000円(税込、テキスト・資料代を含む。
※ 納付いただいた講習費用は、原則としてお返し致しません。
4. 申込方法 別添申込書に必要事項記入のうえ、受講料を添えて当協会までお申込み下さい。なお、縦3.5cm×横3.0cm以上の写真を添付下さい。
(秩父市上宮地町23-25 電話 0494-22-3020 FAX 22-3242)
5. 申込締切 2026年 1月23日(金)
6. 定 員 30名(定員になり次第締め切ります。)
7. 講習内容

科 目	範 囲	時 間
保護具着用管理	・保護具着用管理責任者の役割と職務 ・保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	・保護具の適正な選択に関すること ・労働者の保護具の適正な使用に関すること ・保護具の保守管理に関すること	3.0時間
労働災害防止に関する知識	・保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1.0時間
関係法令	・法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技 保護具の使用方法	・保護具の適正な選択に関すること ・労働者の保護具の適正な使用方法に関すること ・保護具の保守管理に関すること	1.0時間

8. 昼食は各人で用意して下さい。会場内での昼食・休憩時間での飲食は可能です。

9. 講習修了者には、「保護具着用管理責任者教育修了証」を発行いたします。
修了証発行のため、締切り後の受講者の変更はご遠慮下さい。

以上

受付番号 _____

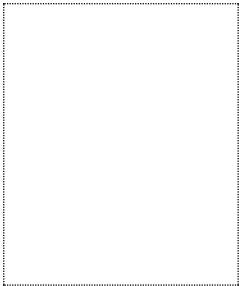
保護具着用管理責任者教育受講申込書

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

開催日時	2026年 2月 3日(火) 9時 ~ 17時		
講習会場	秩父市福祉女性会館 1階集会室		
フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	昭和 平成 年 月 日
フリガナ			
現 住 所	〒 _____		
事業所名			
所 在 地	TEL () FAX ()		

上記の通り、受講料を添えて申し込みます。

※ 縦3.5cm×横3.0cm以上の写真を
下欄に貼り付けてください。



※ご記入いただきました個人情報は、本講習の目的以外に使用致しません。